

滝川市立病院 電話交換設備

基本仕様書

1 契約名称

電話交換設備

2 目的

滝川市立病院（以下「当院」という。）に設置されている電話交換設備の老朽化等に起因する通信障害への対応及び既存機器の保守期限の終了による修繕部品が入手困難となり、故障した端末を補充できないなど医療活動に支障があることから、電話交換機及び通話端末の更新により通信環境の改善及び業務効率化を達成する。

3 基本要件

3.1 機器構成

機器構成は、次項以降の要件を基本とした構成とし、正常に動作するものとする。

3.2 通話形態

- ア) 当院に配置する全ての電話機（多機能電話機、一般電話機、PHS、スマートフォン、FAX 端末含む）から、内線及び外線通話が可能なこと。
- イ) PHS は既存設置のナースコールシステム（アイホン社製 NFX-3XA-DN）と連携すること。また、ナースコール連動における看護業務に支障の無い運用に対応すること。
- ウ) スマートフォン連携は、「日病モバイル」又は「KDDI ビジネスコールダイレクト（又は同等品）」を使用する想定であることから、いずれかと連携できる構成とすること。
- エ) スマートフォンの運用は、SIM カードによる公衆回線又は院内で稼働する無線 AP を利用すること。

3.3 施工基準

電気通信事業法等の関連法令に定める技術基準及び標準工法に基づいて施工すること。

3.4 納期

- ア) スマートフォンを除く稼働日 ～ 令和 6 年 2 月末日を稼働とする。
- イ) スマートフォンの稼働日 ～ 令和 6 年 3 月末日を稼働日とする。

3.5 官公署、関係部署等への手続き

施工にあたり発生する申請・手続きについては、全て受注者にて行うものとする。手続きに関して発生する費用等は発注者が負担する。

4 対象範囲

本事業において必要となる機器類、設備、ソフトウェア、ライセンス等の調達から据付、配管配線工事、

環境設定、運用開始時の運用支援に至るまでの全ての役務を含むものとする。

- 4.1 電話システム構築（多機能電話、一般電話、PHS などの端末を含む）
- 4.2 既存ナースコールシステムとの接続及び連携
- 4.3 電話システムの機器設定及び試験調整
- 4.4 新規運用開始時の取扱い説明
- 4.5 新規運用開始時の内線・外線（ダイヤルイン）一覧表の作成
- 4.6 既存不要機器の撤去・廃棄
- 4.7 既存機器の流用

ア) 構内配線は原則既設流用とし、納期までに配線断線・劣化が判明した場合は、受注者は発注者と相談の上、別途適切な対処方法を検討する。なお、発生する費用については発注者の負担とする。

イ) 施工前に改めて環境調査を実施し、電話端子の不足や PHS の不感エリアの発生が確認された場合は、受注者は発注者と相談の上、別途適切な対処方法を検討する。なお、発生する費用については発注者の負担とする。

ウ) 既存設置の一般電話機及び PHS 等の流用は認める。この場合、一般電話機を 15 台、PHS20 台予備機として準備すること。

5 基本要件

5.1 共通事項

ア) 本機器の運用については、既存環境の動作条件を完全に担保し正常に稼働するものとする。なお、従前と異なる運用となる場合、あらかじめ書面にて発注者の承諾を得るものとする。

イ) すべての電話機に個別の内線番号があり、任意にグループ化され、外線着信及び内線着信はグループ内のどの内線端末でも応答できること。

ウ) 端末毎に外線発信規制の機能を有し、通話相手先へグループ毎に割り当てられた代表電話番号又は指定した電話番号が表示できること。

エ) 外線着信及び内線着信を指定した電話機に転送できること。

オ) 端末 (PHS) の内線番号は、当院において直ちに発注者が簡易に管理 (確認、変更) できること。

カ) PHS はナースコール連携ができること。

6 機器構成

機器構成は次のとおりとする。なお、仕様書に記載していない事項であっても、機器構成上の必要な機能を備えた上で、最適な構成とすること。

6.1 電話交換機

6.1.1 構造

本交換機の構造は、保守点検の容易な自立キャビネット型もしくはラックマウント型で耐震を考慮したものであること。また、必要に応じ雷対策を施すこと。

6.1.2 収容回線

機器台数及び回線数は、以下に示す条件を満たす構成とすること。将来の増設の可能性を見込んだ「最大利用総定数」を収容できる構成を確保すること。

	回 線	整備数	最大利用 総定数	備 考
外 線	ひかり電話	1 回線	2 回線	1 回線あたり 10ch 対応
	ISN64	2 回線	4 回線	1 回線あたり 2ch 対応
	アナログ	2 回線	8 回線	
	専用線		8 回線	予備回線、拡張機能など
内 線	多機能電話機	5 台	16 台	
	一般電話機	181 台	200 台	既存流用可
	PHS 端末	220 台	300 台	既存流用可。ネックストラップ [®] 充電器含む
	PHS アンテナ	63 台	64 台	
	ナースコール	14 回線	16 回線	
	スマートフォン	—	—	本調達には含めない（最大 360 台）
そ の 他	電話交換用中継台	2 台	4 台	ハンドセット又はヘッドセット 4 台を含む
	通話料金管理端末	1 台	1 台	

※外線、内線は PRI 接続を推奨

6.1.3 基本サービス機能

着信音識別・ACR 機能・システム(固定)短縮ダイヤル・可変短縮ダイヤル・可変不在転送・簡易転送・障害時局線自動切替機能・内線キャンプオン・帯域別市外制御・保留音送出・簡易 DID 機能・内線サービスクラス・リダイヤル・ピックアップ・内線 FAX 接続・市外発信規制、夜間転送機能、発信者通知機能など。

6.1.4 障害対応

故障時は概ね 1 時間以内に初期対応を行い、速やかに復旧する体制を確立していること。

6.1.5 停電補償

電話交換機の主電源は、当院の非常発電装置より供給するものとするが、これとは別に非常発電装置が安定して稼働するまでの 3 時間停電補償する機器を設置すること。

6.2 端末

内線電話として利用する端末（一般電話機、PHS）は、以下の機能を有すること。

- ア) プッシュ信号による 10 キー操作
- イ) 他電話名同時のワンタッチ受信
- ウ) 内線電話としての通話及び転送機能（保留/不在/不応等/話中）
- エ) 着信鳴動及び受話音量の調整機能

6.2.1 多機能電話機

- ア) 機能キー 24 ボタン以上備えていること。
- イ) 機能キーによる保留が可能で、グループ内の他の多機能電話機において、同じ機能キーを押すことにより応答できること。
- ウ) 発信履歴 10 件、着信履歴 10 件、確認できること。

6.3 一般電話機

以下に示す条件を満たす構成とする。

- 6.3.1 有線電話機 142 台
- 6.3.2 コードレスフォン（親機 1 台） 35 台
- 6.3.3 コードレスフォン（親機 1 台、子機 1 台） 3 台
- 6.3.4 コードレスフォン（親機 1 台、子機 2 台） 1 台

6.4 PHS 端末

以下に示す条件を満たす構成とする。

- 6.4.1 連続通話時間 6 時間以上 / 連続待受時間 600 時間以上 / 充電完了時間 6 時間以下
- 6.4.2 電源：専用リチウムイオン電池また専用の充電台を備えること（予備電池 50 個を含む）。
- 6.4.3 着信音識別(2 種類以上識別すること)。
- 6.4.4 簡易メッセージ送受信機能
- 6.4.5 推奨機能は次のとおり。
カラー液晶表示 / 耐衝撃対応 / 電話番号管理機能
- 6.4.6 電話交換機に装備されている端末機能を利用できること。

6.5 PHS アンテナ

以下に示す条件を満たす構成とする。

- 6.5.1 チャンネル数：3 チャンネル/1 台
- 6.5.2 ハンドオーバー対応

6.6 スマートフォン

以下に示す条件を満たす構成とする。

- 6.6.1 端末は、「日病モバイル」又は「KDDI ビジネスコールダイレクト（又は同等品）」を使用する想定であることから、連携運用可能な端末とする。なお、同等の機能を有する環境を構築し納品する場合は、発注者が了承したものは認める。
- 6.6.2 端末は発注者が調達し、受注者が電話交換機へ接続するものとする。この場合、接続に関する費用は本調達に含めない。
- 6.6.3 設定に必要な情報は、発注者が事前に準備し受注者へ引き渡す。

6.7 電話交換用中継台

以下に示す条件を満たす構成とする。

- ア) 中継台により発信・着信応答を行い、転送処理ができるようにすること。
- イ) 中継台ディスプレイにナンバーディスプレイ表示ができること。
- ウ) 多機能電話機に中継台機能が整備されている場合、多機能電話機の設置を認める

6.8 通話料金管理端末

以下に示す条件を満たす構成とする。

- ア) 通話情報の収集・蓄積を行い、局線毎、内線毎、グループ毎に分類・集計し、表示・印刷ができること。
- イ) 通話情報をデータベース化すること。
- ウ) 通話情報を画面・帳票として確認ができること。
- エ) 内線にグループ化して登録でき、グループ毎に分類・集計した帳票を出力することができること。

わ) 通話明細の一覧、検索一覧ができること。また、内線番号範囲、通話日時範囲を指定して通話明細一覧を表示・印刷することができること。

か) グループ名一覧表・内線名一覧表・通話明細一覧表・通話明細検索結果・通話料金集計・グループ通話明細・グループ通話料金・グループ料金集計・電話会社別料金の帳票及び電子データが出力できること。

キ) 前項までに記載された機能を充足し、かつ将来的なデータ容量の増加分を見込んだパソコンを配置すること。

7 契約者の条件

ア) 電気通信事業法等の関連法令に定める技術基準及び標準工法に基づいて施工できる事業者であること。

イ) SIMカード運用を行なう場合は、電気通信事業法第9条に規定された、総務大臣の登録を受け移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、移動通信サービスにかかわる無線局を自ら開設、運用している事業者と協力して契約できること。

ウ) 本事業整備が完了した日以降、責任を持って保守できる体制を有すること。この場合、事業所が近隣（緊急時おおよそ1時間以内に当院へ到着できる距離）にあること。

8 保証

システム納入後1年以内に生じた故障や障害で、発注者の責めに帰しないと認められる場合は、無償にて修理又は取替を請負者の負担で行うこと。また、本調達で設置した機器類は、引渡し後すべて発注者の所有とする。

9 見積条件

本事業の見積範囲は、以下の通りとし全ての価格を合計し最安価の見積者と契約を締結する。

9.1 初期費用

9.1.1 本仕様書「4 対象範囲」「5 基本要件」「6 機器」記載の事項の費用

9.2 参考見積

本契約を継続的に利用するために、本仕様書「7 契約者の条件」で発生する保守体制にかかる費用の5年分の費用を参考見積として提出すること。なお、現時点では保守委託契約の締結を行わない方針である。

※保守体制は、年1回の定期保守及びネットワークによるリモート保守を想定する。

※主な見積条件は以下のとおり

- ・電話交換機の修理部品を含む
- ・障害の受付は24時間365日
- ・障害の現地対応は平日9時から17時